

認定こども園 施設概要（教育及び保育・子育て支援事業・管理運営等）

認定こども園の名称	山崎北こども園	認定こども園の長の氏名	蒸野 かおり				
認定こども園の所在地	〒649-6256 和歌山県岩出市金池354  (電話) 0736-62-0732 (FAX) 0736-67-7968 (メールアドレス) yamasakikita@yamasakikita-hoikuen.jp						
認定こども園の類型	幼保連携型認定こども園	設置者	社会福祉法人ようすい会				
運営開始年月日	平成30年4月1日						
施設において保育 する子どもの人数 (5月1日時点の実際 の在籍している数)		保育認定（標準時間・短時間） 2号認定・3号認定	教育標準時間認定 1号認定				
	0歳	16名	名				
	1歳	30名	名				
	2歳	30名	名				
	3歳	41名	3名				
	4歳	40名	7名				
	5歳	46名	3名				
	合計	203名	13名				
保育時間等	区 分	保育認定（標準時間・短時間）		教育標準時間認定			
		通常 の 保 育 時 間	平日	標準 7時30分～18時30分 短時間 8時30分～16時30分	平日	10時～14時	
			土曜日	7時30分～14時	土曜日		
	日・祝日			日・祝日			
	延長（預かり） 保育の実施時間	標準 18時30分～19時 短時間 7時30分～8時30分 16時30分～19時		8時～9時 14時～17時			
		休 園 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始</li> <li>・日曜日、祝日</li> <li>・12月29日から1月3日</li> <li>・大雨・暴風・洪水警報が岩出市に発令されたとき</li> <li>・その他園長が必要と認めたとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日、日曜日、祝祭日。</li> <li>・大雨・暴風・洪水警報が岩出市に発令されたとき</li> <li>・その他園長が必要と認めたとき</li> <li>・春休み 3月27日頃から4月5日頃</li> <li>・夏休み 8月10日頃から8月15日頃</li> <li>・冬休み 12月28日頃から1月5日頃</li> </ul>		
	気象警報発 令時の対応	登園時「岩出市」に「暴風」「大雨」「洪水」警報が発令された場合					
		時刻	登園	給食	時刻	登園	給食
		午前6時の時点で上記警報発令中	自宅待機して下さい		午前6時の時点で上記警報発令中	自宅待機して下さい	
		午前10時までに上記警報解除	通園路の安全を確かめたうえで登園して下さい	昼食はあります	午前10時までに上記警報解除	通園路の安全を確かめたうえで登園して下さい	昼食はあります
午前10時を過ぎて上記警報解除		昼食を持って登園して下さい	昼食はありません	午前10時を過ぎて上記警報解除	昼食を持って登園して下さい	昼食はありません	
午後2時を過ぎて上記警報解除		臨時休園とします		午前11時を過ぎて上記警報解除	臨時休園とします		

		<p>＜土曜日の場合は下記のようにさせていただきます。＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>登園</th> <th>給食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前6時の時点で上記警報発令中</td> <td colspan="2">自宅待機して下さい</td> </tr> <tr> <td>午前9時までに上記警報解除</td> <td>昼食を持って登園して下さい</td> <td>午前9時までに上記警報解除</td> </tr> <tr> <td>午前9時を過ぎて上記警報発令中</td> <td colspan="2">臨時休園とします</td> </tr> </tbody> </table> <p>登園後に上記警報が発令された場合、園児を降園させますので速やかにお迎えに来て下さい。</p> <p>地震が発生した場合 震度5以上の地震が発生し危険が予測される場合は臨時休園となります。</p> <p>地域の状況により危険と判断されるときは、当園独自に休園することがあります。</p> <p>注意事項 メールの確認処理をすぐに行ってください。 警報発令時のお休みは、欠席扱いになりません。</p>	時刻	登園	給食	午前6時の時点で上記警報発令中	自宅待機して下さい		午前9時までに上記警報解除	昼食を持って登園して下さい	午前9時までに上記警報解除	午前9時を過ぎて上記警報発令中	臨時休園とします		<p>登園後に上記の警報が発令された場合、園児を降園させますので速やかにお迎えに来て下さい。</p> <p>地震が発生した場合 震度5以上の地震が発生し危険が予測される場合は臨時休園となります。</p> <p>地域の状況により危険と判断されるときは、当園独自に休園することがあります。</p> <p>注意事項 メールの確認処理をすぐに行ってください。 警報発令時のお休みは、欠席扱いになりません。</p>
時刻	登園	給食													
午前6時の時点で上記警報発令中	自宅待機して下さい														
午前9時までに上記警報解除	昼食を持って登園して下さい	午前9時までに上記警報解除													
午前9時を過ぎて上記警報発令中	臨時休園とします														

<p>教育・保育の目標</p>	<p>＜目的＞ 利用する乳児及び幼児への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。</p> <p>＜理念＞ ひとりひとりの子どもを大切にし 生きる力を持つ人に育てる</p> <p>＜教育・保育方針＞ 子ども達がいきいきと活動し、豊かな人間性を育てる保育を目指して実践します。</p> <p>・負けない心 ・やりぬく心 ・優しい心 ・考える心</p> <p>①情緒の安定した生活ができる環境を整えます。 ②家庭や地域社会と緊密な連携を行います。 ③体験を通し豊かな創造・想像する力を育てます。</p> <p>＜教育・保育目標＞ 心身ともにたくましく 心豊かな子どもを育てる</p> <p>①強くたくましく、みんなと協力できる子ども ②豊かな感性を持ち、いきいきと表現する子ども ③あいさつができ、決まりを大切にすること</p> <p>【教育及び保育の基本及び目標】</p> <p>(1) 園児の健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 (2) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 (3) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 (4) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 (6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。</p>
-----------------	---

<p>日々の教育及び保育の指導における留意点</p>	<p>①0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。</p> <p>②子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。</p> <p>③一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。</p> <p>④共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。</p> <p>⑤乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育・発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味・関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。</p> <p>⑥午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p> <p>⑦子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。</p> <p>⑧家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。</p>
----------------------------	--

小学校との連携に関する 取組内容	①子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。 ②小学校教育との連携・接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。 ③すべての子どもについて指導要録の抄本・写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携	
1日の活動	保育認定（標準時間・短時間） 2号認定・3号認定	
	0～2歳児	教育標準時間認定 1号認定 3～5歳児
	7：30 開園 延長保育（短時間保育有料） 8：30～登園・遊び	
	9：30 体操 教育・保育（活動・遊び） 11：00～食事 午睡	
	9：30 体操 10：00～教育指導時間（課外活動・遊び） 12：00～食事 13：00～教育指導時間（課外活動・遊び） 13：30～3歳児午睡（12月頃まで） 14：00 降園 預かり保育（有料）（14：00～17：00） 15：00～おやつ 16：30 降園 延長保育 17：00 降園 延長保育 16：30～19：00（短時間保育有料） 18：30～19：00 19：00 閉園	
子育て支援事業	事業内容及び対象者 ・遊びの広場（歌・体操・制作活動をします。） ・室内開放 ・育児相談 ・地域子育ての情報提供	実施頻度 ・月2回月曜日、10時～10時30分（0、1歳児） 月2回金曜日、10時～10時30分（2歳児以上） ・毎週水曜日、10時～10時30分 ・原則月～土、10時～11時30分 ・随時

### 推進委員の配置

	担当者名	主な推進方針
人権教育推進員	蒸野 かおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修を行う 内容…園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るための研修。 方法…担当者が中心となり外部研修で学んできたことを、職員会議等で研修する。</li> </ul>
安全管理対策推進員	蒸野 かおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理マニュアル、事故防止マニュアル、日常点検表、遊具点検表、ヒヤリハット等を活用しながらその内容について、会議等で話合う。</li> <li>担当者が中心となり外部研修で学んできたことを、職員会議等で研修する</li> </ul>
非常災害対策推進員	蒸野 かおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害の防止に関する計画の名称 ①防災マニュアル。 ②危機管理規定。</li> <li>取組内容 ①毎月の避難訓練。 ②マニュアルの読み合わせ及び様々な状況を鑑みた会議。 ③担当者が中心となり外部研修で学んできたことを、職員会議等で研修する。</li> </ul>